

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【公表番号】特表2007-501792(P2007-501792A)

【公表日】平成19年2月1日(2007.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-004

【出願番号】特願2006-522711(P2006-522711)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/405	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 K	47/22	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/405
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/06
A 6 1 K	47/44
A 6 1 K	47/24
A 6 1 K	47/22
A 6 1 K	47/18
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	47/04
A 6 1 K	47/12
A 6 1 P	17/02

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月6日(2007.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インドメタシン及び加湿ローションの混合物を含有する、火傷した皮膚を治療するための局所投与用医薬組成物。

【請求項2】

30ccの加湿ローション当たり100mgのインドメタシンを含有する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

加湿ローションが商品名Cetaphil(登録商標)である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】

加湿ローションが皮膚軟化剤及び湿潤剤を含有する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】

加湿ローションが、精製水、グリセリン、水素化ポリイソブテン、セテアリルアルコール、セテアレス-20、マカダミアナッツ油、ジメチコーン、酢酸トコフェロール、ステアロキシトリメチルシラン、ステアリルアルコール、パンテノール、ファルネソール、ベンジルアルコール、フェノキシエタノール、アクリレート/010-30アルキルアクリレートクロスポリマー、水酸化ナトリウム、及びクエン酸を含有する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項6】

1日当たり1~2度、火傷した皮膚に投与される、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項7】

放射線治療によって火傷した皮膚に局所的に投与される、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項8】

過度の熱によって火傷した皮膚に局所的に投与される、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項9】

第一度の火傷に投与される、請求項1記載の医薬組成物。